

○平成25年度における共同企業体の資格審査事務の取扱いについて

平成25年4月5日建設第4号各課長宛副町長

共同企業体の資格に係る申請受付等について、一部改正し、次のとおり取り扱うこととしますので留意してください。

記

1 経常建設共同企業体の資格審査事務について

(1) 資格決定の時期について

平成25年度の資格の経常建設共同企業体の進達については、毎月2回とします。

建設水道課進達期限	資格決定通知予定	備考
<u>第1、第3金曜日</u>	<u>第2、第4金曜日</u>	<u>金曜日が祝日の場合は、その前日が進達期限又は通知予定日になります。</u>

(2) 共同企業体調書等の添付について

資格申請書の建設水道課長への進達にあたっては、共同企業体調書を添付するものとします。

(3) 建設工事共同企業体の取扱いについて

平成21年度から建設工事共同企業体の取扱いを一部改正しておりますので、結成等に当たっては、改正事項などに留意してください。

【経常企業体(甲)について】

○対象工事予定価格の額が2億円未満の工事

なお、これまでも効果的な共同施工を確保する観点から、資格の種類ごとの最下位等級の工事については、対象としていません。(例)一般土木工事はC等級以上

○結成回数平成21年度の申請受付から「一つの企業が登録することができる回数は、資格の種類ごとに1回」となりました。

【経常企業体(乙)について】

○対象工事資格の種類(一般土木+舗装)ごとに分担して施工する2億円未満の工事

○結成回数平成21年度の申請受付から「一つの企業が登録することができる回数は、異なる資格の組合せごとに1回」となりました。

※具体例 (X社が舗装工事を、Y社が一般土木工事を分担することとし結成したX・Y(乙型)JVを建設課に申請する場合)

X社(舗装)が、あらたにZ社(土木)と結成するX・Z(乙型)JVは、町には申請できません。

さらに、X社(土木)がQ社(舗装)と結成するX・Q(乙型)JVについては、町には申請できません。

(土木+舗装の組合せのJV【X・Y(乙型)JV】を既に申請しているため)

組合せ	結成の例	平成20年度まで	平成21年度から
舗 + 土	① X社(舗) + Y社(土)	○	○
	② X社(舗) + Z社(土)	○	×
	③ X社(舗) + G社(土)	○	×

④ (土) + 舗	④ X社(土) + Y社(舗)	○	×
	⑤ X社(土) + Q社(舗)	○	×
	⑥ X社(土) + S社(舗)	○	×
⑦ (舗) + 電	⑦ X社(舗) + R社(電)	○	○
⑧ (電) + 舗	⑧ X社(電) + H社(舗)	○	×

※組合せ欄の○は、X社が分担施工する工事の資格の種類

※いずれも建設課に申請する場合で丸数字の順番で申請した場合

○活用する工事に係る発注見通しのお知らせ(工事情報)

経常建設共同企業体(乙型)を活用する工事については、工事情報で「工事概要」に分担する工事の資格の種類等を明示しますので、これを参考に結成並びに申請を行ってください。

【特定企業体について】

○対象工事大規模で技術的難度の高い工事を施工する際に、技術力等を結集することにより、安定した施工を確保する必要がある場合で、予定価格の額が2億円以上の制限付一般競争入札に付する工事

(4) 関係発注課長等への通知等

建設水道課長は、経常建設共同企業体の資格を決定した都度、進達があった発注課長等に対してその結果を通知するものとします。また、全ての関係発注課長等に対して、経常建設共同企業体の決定の状況について定期的に通知するものとします。

2 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体(乙型)の資格審査事務について

特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体(乙型)の資格審査は、各発注課等において行うものですが、審査終了の都度、当該特定建設工事共同企業体及び当該経常建設共同企業体(乙型)に係る共同企業体調書を作成し、建設水道課長に提出するものとします。

3 共同企業体名簿の備え付けについて

発注課長等は、それぞれが資格決定した特定建設工事共同企業体及び申請書を受理した経常建設共同企業体に係る名簿を作成し、単体企業への資格者名簿の公表に準じて閲覧に供するものとする。